様式２

誓　　約　　書

　　年　　月　　日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

事務総長　村手　聡　殿

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

業務名　愛知・名古屋2026大会開閉会式計画等策定業務

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

単独に限らず共同企業体（JV）でも可としますが、１事業者が２つ以上の共同企業体（JV）に参加し入札に参加すること、または共同企業体（JV）に参加しながら単独で入札に参加することはできません。

なお、共同企業体（JV）の場合、共同企業体（JV）を構成する全ての事業者が（１）から（７）の要件を満たす者とし、（８）については共同企業体の代表の事業者が満たす必要があります。

（１）以下に掲げる名簿のいずれかに記載があること。

ア　令和６・７年度愛知県入札参加資格者名簿において、「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）03．映画等製作・広告・催事」、「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）07．調査委託」又は「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）16．その他の業務委託等」に登載されている者であること。

イ　令和５・６年度名古屋市電子調達システム有資格者名簿の申請区分「業務委託」の申請業種「催事等の企画・運営」、申請区分「測量・設計」の申請業種「調査（その他）」又は申請区分「業務委託」の申請業種「その他」に登載されている者であること。

ウ　令和６・７年度公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会入札参加資格者名簿において、「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）03．映画等製作・広告・催事」、「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）07．調査委託」又は「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）16．その他の業務委託等」に登載されている者であること。

※ なお、外国企業に限り、信用確認のため、下記に示す競争入札参加資格の登録に準じた書類を、「入札説明書」14に示す提出先に提出することで競争入札参加資格の取得に替えることができる。

　 （競争入札参加資格の登録に準じた書類）

　　 次の①及び②について日本語訳を添えて提出すること。

① 登記事項証明書

　　　　・提出時から３か月以内に発行されたもの

・本国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面を提出すること

・日本に支店がある場合は、日本支店の履歴事項全部証明書（正本）を添付すること

② 納税証明書

・提出時から３か月以内に発行されたもの

・本国の所管官庁又は権限のある機関の発行する本国での納税に関する書面を提出すること

・当該国に納税に関する書面がない場合は申出書を日本語で作成すること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号及び第２項各号（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(１)に掲げる入札参加資格の登録または認定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(１)に掲げる入札参加資格の登録または認定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）公告の日から落札決定までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（６）公告の日から落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年６月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年１月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

（７）国税及び地方税を滞納していないこと。外国企業の場合は、当該国における税の滞納がないこと。税とは法人税・消費税及び地方消費税・本店所在地の法人事業税を指す。外国企業の場合は、これに相当するもの。

（８）過去15年以内（2009年４月１日以降）に日本国内外で開催された国際的なスポーツ大会の開会式及び閉会式に関連する制作実施運営経験を有する企業であること。

※ 国際的なスポーツ大会とは、アジア競技大会、アジアパラ競技大会、オリンピック、パラリンピック、FIFAワールドカップ、世界陸上競技選手権大会、各大陸別総合競技大会、もしくはこれらと同規模と考えられる大会である。

以上のこと及び提出した書類について事実と相違ないことを誓約します。

なお、事実と相違している場合は、いかなる不利益な取扱いを受けても異議を申立てません。また、それにより、損害を与えた場合は無条件で賠償します。